

令和 6 年度（2024年度）第 2 回

北海道公衆浴場入浴料金審議会

開催日時 令和 6 年（2024年）8 月 9 日（金）1 5 時 0 0 分から

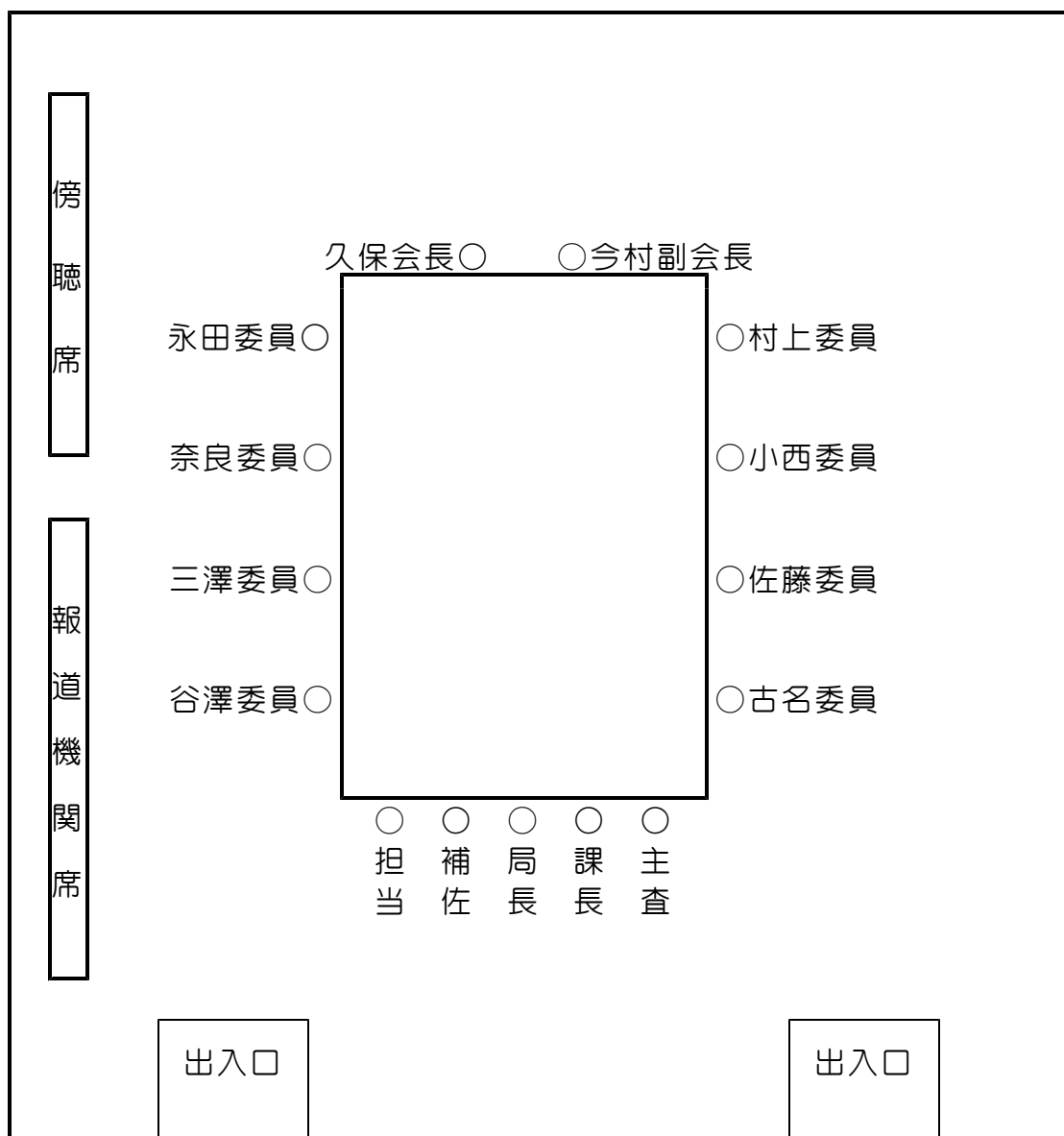
開催場所 道立道民活動センターかでの 2 ・ 7 1 0 階 1 0 4 0 会議室

北 海 道 保 健 福 祉 部

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

区 分	所 属	職	氏 名	備考
学 識 経 験 の ある 者	北 海 学 園 大 学	教 授	今 村 聡	副会長
	北 星 学 園 大 学	教 授	大 原 昌 明	
	北 海 道 大 学 大 学 院	教 授	久 保 淳 司	会長
	北 海 学 園 大 学	教 授	村 上 愛	
公衆浴場の 利 用 者 を 代 表 す る 者	連 合 北 海 道	総 合 政 策 局 長	永 田 重 人	
	岩 内 消 費 者 協 会	会 長	奈 良 初 枝	
	(公 社) 札 幌 消 費 者 協 会	理 事	三 澤 健	
	北 海 道 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	幹 事	谷 澤 浩 美	
公 衆 浴 場 経 営 者 を 代 表 す る 者	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	小 西 廣 幸	
	同 上	副 理 事 長	佐 藤 敏 光	
	同 上	常 務 理 事	古 名 町 子	
	同 上	理 事	村 吉 哲	

令和6年度（2024年度）第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会座席表



会 議 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告
小委員会審議結果について
- 4 協議
答申内容について
- 5 その他
- 6 閉会

【配付資料】

- 資料1 試算比較表
- 資料2 公衆浴場入浴料金収入の試算
- 資料3 北海道入浴料金の推移
- 資料4 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律
- 答申書（案）

試算比較表

(単位：円)

事 項 項 目			令和 6 年度（2024年度） 審議会試算					令和 5 年度（2023年度） 審議会試算								
			実態調査 結 果 (令和6年5月)	推 定	備 考											
収 入	入 浴 料 金 収 入	1, 141, 693	資料 2－④						1, 151, 670							
				項目 区分	1 日 平 均 入浴客数	営 業 日 数	入 浴 料 金	収 入 金 額		項目 区分	1 日 平 均 入浴客数	営 業 日 数	入 浴 料 金	収 入 金 額		
				大人	90. 7	25. 5	※	－		大人	89. 9	26	490	1, 145, 326		
				中人	1. 6	25. 5	※	－		中人	1. 2	26	150	4, 680		
				小人	1. 3	25. 5	※	－		小人	0. 8	26	80	1, 664		
					計	93. 6			資料 2－④	計	91. 9			1, 151, 670		
					※資料 2－①～③											
益	営 業 外 収 入	66, 914	66, 914	実態調査額					66, 821	実態調査額＋3, 177円（経営努力）						
	収 合 益 計	1, 208, 607	資料 2－⑤						1, 218, 491							
営 業 費 用	人 件 費	事 業 主	389, 598	389, 598	前審議会基準額（据え置き）					389, 598	前審議会基準額（据え置き）					
		従 業 員	226, 479	231, 235	実態調査額×R6賃上げ率（102. 1％）					225, 847	実態調査額×R5賃上げ率 （101. 7％）					
	用 水 費	上水道料	9, 639	9, 726	実態調査額×（ 1 ＋平均上昇率：0. 9％）					9, 293	実態調査額×（ 1 ＋平均上昇率：0. 8％）					
		下水道料	8, 999	8, 999	実態調査額					9, 125	実態調査額					
	燃 料 費		169, 096	169, 096	実態調査額					168, 508	○重油、灯油：実態調査使用量×R5平均単価（3 ヶ月） ○ガス、廃油、廃材、その他：実態調査額					
	光 熱 費		113, 083	130, 083	実態調査額＋R6電気料金値上げ分					112, 803	実態調査額					
	消 耗 品 費		28, 263	28, 970	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 5％）					27, 864	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 6％）					
	修 繕 料		25, 245	25, 876	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 5％）					24, 538	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 6％）					
	借 損 料		14, 971	14, 971	実態調査額					13, 706	実態調査額					
	備 品 費		9, 950	10, 199	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 5％）					10, 211	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 6％）					
	保 険 料 等		12, 768	12, 768	実態調査額					12, 697	実態調査額					
	旅費及び交通費		1, 280	1, 280	実態調査額					1, 015	実態調査額					
	会費及び交際費		15, 793	15, 793	実態調査額					15, 271	実態調査額					
	減 価 償 却 費		34, 722	34, 722	実態調査額					33, 524	実態調査額					
	用	公 租 公 課		43, 081	43, 081	実態調査額					43, 243	実態調査額				
		支 払 利 子		11, 767	11, 767	実態調査額					11, 894	実態調査額				
		そ の 他 諸 経 費		55, 614	57, 004	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 5％）					54, 411	実態調査額×（ 1 ＋消費者物価上昇率：2. 6％）				
	計		1, 170, 348	資料 2－⑥						1, 163, 548						
資 本 報 酬		40, 274	40, 969	自己資本×10％					40, 274	自己資本×10％						
建 物 再 調 達 費		14, 669	14, 362	建物評価額× 5 ％					14, 669	建物評価額× 5 ％						
費 用 合 計		1, 225, 291	資料 2－⑦						1, 218, 491							
収 支 差		－16, 684	資料 2－⑧						0							

公衆浴場入浴料金収入の試算（1日平均入浴客数ベース）

○1日平均入浴客数（R6）

大 人	90.7 人／日
中 人	1.6 人／日
小 人	1.3 人／日

（営業日数／月＝25.5日）

収 益							支 出		⑧ 収支差 (⑦－⑤)	
区分	① 大人	② 中人	③ 小人	④ 入浴料金収入 (各料金×各客 数)	改定による 収入増加額	⑤ 収益合計 (④＋営業外収入)	⑥ 営業費用計	⑦ 費用合計 (⑦＋資本報酬 等)		
試	1	500	150	80	1, 165, 197	23, 129	1, 232, 111	1, 195, 168	1, 250, 499	-18, 388
	2	500	150	90	1, 165, 529	23, 460	1, 232, 443	1, 195, 168	1, 250, 499	-18, 057
	3	500	150	100	1, 165, 860	23, 792	1, 232, 774	1, 195, 168	1, 250, 499	-17, 725
	4	500	160	80	1, 165, 605	23, 537	1, 232, 519	1, 195, 168	1, 250, 499	-17, 980
	5	500	160	90	1, 165, 937	23, 868	1, 232, 851	1, 195, 168	1, 250, 499	-17, 649
	6	500	160	100	1, 166, 268	24, 200	1, 233, 182	1, 195, 168	1, 250, 499	-17, 317
	7	500	180	80	1, 166, 421	24, 353	1, 233, 335	1, 195, 168	1, 250, 499	-17, 164
	8	500	180	90	1, 166, 753	24, 684	1, 233, 667	1, 195, 168	1, 250, 499	-16, 833
	9	500	180	100	1, 167, 084	25, 016	1, 233, 998	1, 195, 168	1, 250, 499	-16, 501
算	10	510	150	80	1, 211, 626	69, 558	1, 278, 540	1, 195, 168	1, 250, 499	28, 041
	11	510	150	90	1, 211, 964	69, 896	1, 278, 878	1, 195, 168	1, 250, 499	28, 379
	12	510	150	100	1, 212, 302	70, 234	1, 279, 216	1, 195, 168	1, 250, 499	28, 717
	13	510	160	80	1, 212, 042	69, 974	1, 278, 956	1, 195, 168	1, 250, 499	28, 457
	14	510	160	90	1, 212, 380	70, 312	1, 279, 294	1, 195, 168	1, 250, 499	28, 795
	15	510	160	100	1, 212, 718	70, 650	1, 279, 632	1, 195, 168	1, 250, 499	29, 133
	16	510	170	80	1, 212, 458	70, 390	1, 279, 372	1, 195, 168	1, 250, 499	28, 873
	17	510	170	90	1, 212, 796	70, 728	1, 279, 710	1, 195, 168	1, 250, 499	29, 211
	18	510	170	100	1, 213, 134	71, 066	1, 280, 048	1, 195, 168	1, 250, 499	29, 549
結	19	520	150	80	1, 235, 208	93, 140	1, 302, 122	1, 195, 168	1, 250, 499	51, 623
	20	520	150	90	1, 235, 546	93, 478	1, 302, 460	1, 195, 168	1, 250, 499	51, 961
	21	520	150	100	1, 235, 884	93, 816	1, 302, 798	1, 195, 168	1, 250, 499	52, 299
	22	520	160	80	1, 235, 624	93, 556	1, 302, 538	1, 195, 168	1, 250, 499	52, 039
	23	520	160	90	1, 235, 962	93, 894	1, 302, 876	1, 195, 168	1, 250, 499	52, 377
	24	520	160	100	1, 236, 300	94, 232	1, 303, 214	1, 195, 168	1, 250, 499	52, 715
	25	520	170	80	1, 236, 040	93, 972	1, 302, 954	1, 195, 168	1, 250, 499	52, 455
	26	520	170	90	1, 236, 378	94, 310	1, 303, 292	1, 195, 168	1, 250, 499	52, 793
	27	520	170	100	1, 236, 716	94, 648	1, 303, 630	1, 195, 168	1, 250, 499	53, 131
果	28	530	150	80	1, 258, 790	116, 722	1, 325, 704	1, 195, 168	1, 250, 499	75, 205
	29	530	150	90	1, 259, 128	117, 060	1, 326, 042	1, 195, 168	1, 250, 499	75, 543
	30	530	150	100	1, 259, 466	117, 398	1, 326, 380	1, 195, 168	1, 250, 499	75, 881
	31	530	160	80	1, 259, 206	117, 138	1, 326, 120	1, 195, 168	1, 250, 499	75, 621
	32	530	160	90	1, 259, 544	117, 476	1, 326, 458	1, 195, 168	1, 250, 499	75, 959
	33	530	160	100	1, 259, 882	117, 814	1, 326, 796	1, 195, 168	1, 250, 499	76, 297
	34	530	170	80	1, 259, 622	117, 554	1, 326, 536	1, 195, 168	1, 250, 499	76, 037
	35	530	170	90	1, 259, 960	117, 892	1, 326, 874	1, 195, 168	1, 250, 499	76, 375
	36	530	170	100	1, 260, 298	118, 230	1, 327, 212	1, 195, 168	1, 250, 499	76, 713

北海道入浴料金の推移

(単位：円、小数点以下：銭)

改定年月日	大 人	中 人	小 人	婦人洗髪料	乳幼児	備 考
昭和 4. 6. 10	0.05		0.03			大人：15歳以上 小人：14歳以下
13. 5. 1	0.06		0.04		0.03	
13.11.11	0.06		0.03			
15. 6. 1	0.06(0.07)	0.03(0.04)	0.02(0.03)			() は市部
19. 2. 2	0.08	0.03	0.03	0.10		
19.12. 8	0.10		0.05	0.15		
20. 8. 3	0.12		0.07	0.20		
20.12.10	0.40		0.25	0.50		
21. 4. 7	0.60		0.50	0.80		
21.12.21	1.00		0.80	1.50		
22. 3.14	1.50		1.00	2.00		
22. 7. 9	3		1	1		
22.10. 1	4		2	3		
23. 3.17	5		3	5		
23. 7.29	10	8	5	10		
23.12.10	12	10	5	12		
24.11. 1	13	10	6.50	12		
25. 5. 1	12	8	5	12		
26. 5. 1	13	10	6	12		
26.12.27	15	12	7	12		
27. 5. 1	14	12	7	12		
32.10. 1	15	12	7	12		大人：12歳以上 中人：6～12歳 小人：6歳未満
32.12.28	15	12	7	10		
33. 5. 1	16	13	7	10		
35. 7.27	17	14	7	10		
37. 2.26	19	15	8	10		
39. 1.26	23	15	8	10		
41. 1. 8	28(36)	15(20)	8(10)	8(10)		() は離島
43. 4. 1	33(37)	17(19)	8(9)	5(6)		
45. 6.20	33(48)	20(25)	10(13)	3(4)		
47. 4. 1	46(55)	20(25)	10(13)	0(0)		
48. 7.27	62(80)	20(25)	10(13)	0(0)		
49. 1.18	70(90)	25(35)	15(20)	0(0)		
49. 6.16	90	45	20	0		離島料金廃止
50. 6.10	115	60	30			
51. 6.10	135	70	35			
52. 6.15	155	80	40			
53. 6.20	165	85	40			
54. 6.28	180	95	45			
54.11.26	190	95	45			
55. 6. 9	220	100	50			
56. 6.22	230	110	60			
57. 6.15	240	120	60			
59. 8.11	250	120	60			
61. 7.25	260	120	60			
平成元. 9. 1	280	120	60			
3. 8. 1	300	140	70			
5. 8. 1	320	140	70			
7. 9. 1	340	140	70			
9. 8. 1	360	140	70			
13. 9. 1	370	140	70			
17.10. 1	380	140	70			
18. 4.15	390	140	70			
20. 8.11	420	140	70			
26. 8.11	440	140	70			
令和元.10. 1	450	140	70			
04.10. 1	480	140	70			
05.10. 1	490	150	80			

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

昭和 56・ 6・ 9・法律第 68 号
 改正 平成 11・ 5・28・法律第 56 号
 改正 平成 16・ 4・16・法律第 32 号
 改正 平成 19・ 5・25・法律第 58 号

(目的)

第 1 条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 108 号）第 4 条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第 4 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(貸付けについての配慮)

第 5 条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第 6 条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 28 日法律第 56 号抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 16 年 4 月 16 日法律第 32 号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 25 日法律第 58 号抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

答 申 書（案）

北海道公衆浴場入浴料金審議会

令和 6 年（2024 年） 8 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 久保 淳司

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

令和 6 年（2024 年）7 月 9 日付け食衛第 459 号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12 歳以上の者）	5 0 0 円	4 9 0 円
中人（6 歳以上 12 歳未満の者）	1 5 0 円	1 5 0 円
小人（6 歳未満の者）	8 0 円	8 0 円

近年では、自家風呂の普及が進み、道内の公衆浴場の利用者数は年々減少傾向にある。また、昨今の急激な物価上昇により消耗品費、修繕料など営業経費が増加しているほか、光熱費の増加も見込まれており、その経営環境は一層厳しさを増している。

こうした中、本審議会では知事からの諮問を受け、公衆浴場が衛生的で快適なサービスや憩いの場を提供できる、その適正な入浴料金について審議し、現状における厳しい経営環境等をかんがみた結果、昨年、一昨年と入浴料金の値上げをしたところではあるが、今年についても、値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

一方で、公衆浴場を利用する地域住民の家計についても、同様に急激な物価上昇による影響を受けており、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。そのため、公衆浴場業界においては、これまでも経営の改善等に努めてきたところであるが、引き続き、営業外収入の増収や経費の節減に努めるとともに、民間企業における賃金・賞与の改定額等を踏まえ、従業員の人件費は増額が必要と判断するものの、事業主の人件費は据え置く方針とした。

その結果、入浴料金は、大人料金を４９０円から５００円に改定し、中人料金、小人料金を現行どおり据え置くことが、適当であるとの結論に達した。

なお、今後、社会情勢の変化や、それに伴う物価の上昇等が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合には、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、地域の住民、特に自家風呂を持たない人々の日常生活に

欠くことのできない施設であり、多くの人に入浴の機会を提供することで地域の保健衛生水準を維持しているだけでなく、世代をこえた交流の場、地域住民の憩いの場として、高齢者をはじめとする住民の心身の健康増進等に大きく寄与している。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」においては、このような公衆浴場が担う役割の重要性にかんがみ、地方公共団体に対し、公衆浴場の活用に適切な配慮をすること、また、公衆浴場経営者に対し、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって不可欠な存在であり、安全で良質なサービスの提供とともに、公衆浴場が担う社会的役割の重要性から安定した経営の継続が必要と考えるが、三年連続の値上げの答申となることを重く受け止め、公衆浴場業界に対し、サービス内容の積極的なPRや新たな利用者や若年層の利用拡大に向けた取り組みを検討するなど、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めることとともに、経費節減を図る効果的な方策についてより一層の検討を求めたい。

併せて、他業種の賃上げの状況も踏まえ、従業員の適正な人件費についても検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保に向け、社会動向の変化や公衆浴場が地域に密接したものであることを十分認識し、業界団体と密に情報を共有し、物価高騰等の今般の情勢も踏まえた効果的な施策を講ずるよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

事 項 項 目			実態調査 結 果 (令和6年5月)	推 定	備 考																									
収 入	入 浴 料 金 収 入		1, 141, 693	1, 165, 197	<table><tr><th>項目 区分</th><th>1 日平均 入浴客数</th><th>営 業 日 数</th><th>入 浴 料 金</th><th>収 入 金 額</th></tr><tr><td>大人</td><td>90. 7</td><td>25. 5</td><td>500</td><td>1, 156, 425</td></tr><tr><td>中人</td><td>1. 6</td><td>25. 5</td><td>150</td><td>6, 120</td></tr><tr><td>小人</td><td>1. 3</td><td>25. 5</td><td>80</td><td>2, 652</td></tr><tr><td>計</td><td>93. 6</td><td></td><td></td><td>1, 165, 197</td></tr></table>	項目 区分	1 日平均 入浴客数	営 業 日 数	入 浴 料 金	収 入 金 額	大人	90. 7	25. 5	500	1, 156, 425	中人	1. 6	25. 5	150	6, 120	小人	1. 3	25. 5	80	2, 652	計	93. 6			1, 165, 197
					項目 区分	1 日平均 入浴客数	営 業 日 数	入 浴 料 金	収 入 金 額																					
					大人	90. 7	25. 5	500	1, 156, 425																					
					中人	1. 6	25. 5	150	6, 120																					
					小人	1. 3	25. 5	80	2, 652																					
計	93. 6			1, 165, 197																										
益	営 業 外 収 入	66, 914	71, 842	実態調査額+4, 928円(経営努力)																										
	収 益 合 計	1, 208, 607	1, 237, 039																											
営 業 費 用	人 件 費	事 業 主	389, 598	389, 598	前審議会基準額(据え置き)																									
		従 業 員	226, 479	231, 235	実態調査額×R6賃上げ率(102. 1%)																									
	用 水 費	上水道料	9, 639	9, 726	実態調査額×(1 +平均上昇率：0. 9%)																									
		下水道料	8, 999	8, 999	実態調査額																									
	燃 料 費		169, 096	169, 096	実態調査額																									
	光 熱 費		113, 083	123, 579	実態調査額+R6電気料金値上げ分17, 000円) ×95% (経営努力)																									
	消 耗 品 費		28, 263	27, 522	実態調査額×(1 +消費者物価上昇率：2. 5%)×95% (経営努力)																									
	修 繕 料		25, 245	24, 582	実態調査額×(1 +消費者物価上昇率：2. 5%)×95% (経営努力)																									
	借 損 料		14, 971	14, 971	実態調査額																									
	備 品 費		9, 950	9, 689	実態調査額×(1 +消費者物価上昇率：2. 5%)×95% (経営努力)																									
	保 険 料 等		12, 768	12, 768	実態調査額																									
	旅 費 及 び 交 通 費		1, 280	1, 216	実態調査額×95% (経営努力)																									
	会 費 及 び 交 際 費		15, 793	15, 003	実態調査額×95% (経営努力)																									
	減 価 償 却 費		34, 722	34, 722	実態調査額																									
	用	公 租 公 課		43, 081	43, 081	実態調査額																								
		支 払 利 子		11, 767	11, 767	実態調査額																								
		そ の 他 諸 経 費		55, 614	54, 154	実態調査額×(1 +消費者物価上昇率：2. 5%)×95% (経営努力)																								
		計		1, 170, 348	1, 181, 708																									
資 本 報 酬			40, 274	40, 969	自己資本×10%																									
建 物 再 調 達 費			14, 669	14, 362	建物評価額× 5 %																									
費 用 合 計			1, 225, 291	1, 237, 039																										
収 支 差			-16, 684	0																										